憲法１８－９肢ア

第１．肢の結論

誤っている

第２．選挙制度と平等選挙との関係

１．問題の所在

本肢のように衆議院議員選挙において，選挙区間の投票価値の格差により極端な不平等を生じた場合，４７条に反して違憲となるか。

４７条は，「両議院の議員の選挙に関する事項は，法律でこれを定める」とし，立法裁量に委ねている。しかし，一方で，選挙権においては，平等原則により，平等選挙も予定されている（１４条１項)。平等選挙には，数の平等のみならず，価値の平等も含まれるが，格差が極端な不平等な場合，４７条に照らし，違憲となるか。立法裁量として憲法上，許容しうる範囲が明らかでないため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

極端な不平等が生じている場合，著しく不合理であるとして，平等選挙の違反の問題なるが，直ちには違憲とならず，合理的期間を超えた場合に，裁量の範囲を逸脱して違憲となる。よって，合理的期間を条件に入れていない肢は誤り。

（２）理由

まず，平等に関しては，絶対的平等ではなく，合理的区別を許容する相対的平等を指す。個々の差異を無視して，絶対的平等と取扱うことはかえって不合理だからである。

合理的な区別を許容するとしても，本件のように，極端な不平等の場合，著しく不合理な区別になっている。したがって，平等選挙違反であるとして，４７条で認められた立法裁量を逸脱し，違憲であるとも思える。国会も国家機関である以上，法の支配の原理もと，平等権を害するような立法権の行使は認めらないと考えられるからである。

しかし，この結論は，不都合である。

なぜなら，直ちに違憲とすると，国会に不可能な要求を行う恐れがあるからである。

すなわち，平等原則に違反している以上，憲法の規定に明白に違反している。そのため，国会は立法で手当てを行う必要性が生じているが，それには合理的期間がいる。

人口変動が生じており，都度の実体の把握は困難であるばかりか，会期性（５２条）を採用している以上，対応力にも限界があるからである。したがって，直ちに違憲とすることは問題である。

よって，２（１）に示した通り，４７条に照らし，立法府の行為が裁量逸脱として違憲となるのは，立法事実として把握しており，立法ができるのにあえてしなかった場合など，合理的な期間が経過してなお，立法しなかった場合に限られる。

以上